

小鹿野町週休2日工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、小鹿野町が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するために必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日工事 完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む。）をいう。
- (2) 現場閉所型の週休2日工事 対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式をいい、その基準は次に掲げるところによる。

ア 週休2日

(ア) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所を行うことをいう。

(イ) 月単位の週休2日 対象期間において、月ごとに4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

(ウ) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休（現場閉所日数の割合28.5%（8日／28日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

ウ 現場閉所 対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

- (3) 交替制の週休2日工事 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休2日に取り組む方式をいい、その基準は次に掲げるところによる。

ア 週休 2 日

(ア) 完全週休 2 日 対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する状態をいう。

(イ) 月単位の週休 2 日 対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに 4 週 8 休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

(ウ) 通期の週休 2 日 対象期間において、対象者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日（休日率が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責めによらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

ウ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を 24 時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

(4) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

（対象とする工事）

第 3 条 週休 2 日工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事については、この限りではない。

(1) 緊急を要する工事（緊急復旧工事、応急修繕工事等）

(2) 対象期間が 1 週間未満の工事

(3) 工事内容及び現場条件（出水期や関連工事等）の実情等により対応が困難な工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、週休 2 日の実施が困難な工事

2 発注者は、前項の規定により週休 2 日工事の対象としたときは、別記 1 に掲

げる区分に応じ、特記仕様書にその旨を記載するものとする。

(多様な働き方の取扱い)

第4条 受注者が、1年単位の変形労働時間制の活用等により、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、対象期間内において所定の休日を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事週休2日工事を達成したものとみなす。

(発注者への報告)

第5条 受注者は、工事完成時に週休2日工事取組報告書(様式第1号)により週休2日工事の実施状況を発注者に報告するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行し、同日以後に公告等をする建設工事から適用する。

(小鹿野町週休2日制モデル工事試行要領の廃止)

- 2 小鹿野町週休2日制モデル工事試行要領(令和7年小鹿野町告示第127号。以下「試行要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第1項の規定にかかわらず、令和8年9月以前の単価を使用して積算した建設工事については、なお従前の例による。
- 4 前項に定めるもののほか、この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の試行要領の規定によりなされた手続きその他の行為については、なお従前の例による。

別記 1（第 3 条関係）

<特記仕様書>

1 週休 2 日工事の対象の場合

第〇条 週休 2 日の対応

受注者は、「小鹿野町週休 2 日工事に係る事務取扱要領」に基づいて履行状況を発注者へ報告するものとする。取扱要領は、小鹿野町ホームページで確認すること。

（小鹿野町ホームページ）

<https://>_____

2 週休 2 日工事の対象外の場合

第〇条 週休 2 日の対応

本工事は、週休 2 日の取組の対象外とする。